

公益財団法人有隣会 役員等の報酬等支給基準

1. 常勤役員等への報酬

常勤役員等への報酬は、当面、無報酬とする。

ただし、遠隔地から理事会、評議員会等に出席するための旅費は実費を支給する。

また、職員を兼務する役員は、職員として相応の給与を支給する。

2. 常勤役員等への退職手当

常勤役員等への退職手当は、当面、支給しない。

職員を兼務する役員は、職員退職時、職員として相応の退職手当を支給する。

3. 役員等報酬規程を適用しない役員等への費用弁償

当面、費用弁償を行わない。

ただし、遠隔地から理事会、評議員会等に出席するための旅費や実費を支給する。

附則

この基準は、2019年7月4日から施行する。